

はじめに

私たち県民が様々な恵みを受けている東京湾の水質は、水質汚濁防止法や公害防止協定等による工場排水の規制・指導、下水道や合併処理浄化槽の整備を進めてきた結果、工業化が進められていた昭和40年代に比べて改善されてきているものの、環境基準の達成には至っておらず、夏場には赤潮や青潮も慢性的に発生している状況です。

千葉県では、昭和55年以降、東京湾へ排出する汚れの量を一定量以下に削減する「東京湾総量削減計画」をこれまで5次にわたって策定し、汚れの量を削減してまいりましたが、さらに削減する必要があることから、平成19年6月に「第6次東京湾総量削減計画」を策定し、東京湾流域の21市町と協働して、汚れの排出を計画的に削減する取り組みを進めているところです。

しかし、千葉県から東京湾に排出されている汚れの量のうち、家庭の台所や風呂場などからの生活雑排水が、全体の35パーセントを占めていることから、平成20年3月に県民の方々に主体的・積極的に汚れの排出を減らす取組を進めていただくため、県独自の計画として「みんなで東京湾をきれいにする行動計画」を策定しました。

この「東京湾をきれいにする活動事例」は、この行動計画の取組の一つとして、東京湾流域の県民、NPO、事業者及び行政等が、健全な水環境の維持・回復や水環境の保全・創造を目指して取り組んでいる対策・アイデアを公募し、取りまとめたものです。

県としては、今後とも、事例の収集に努め、この事例集の整備、拡充を図って行くこととしておりますが、県民、NPO、事業者の皆様が、この事例集を活用し、一人ひとりの行動と環境とのかかわりについて認識していただき、水質保全のための活動が一層広がることを期待しております。

平成21年3月

千葉県環境生活部水質保全課長

和田 紀夫